



長崎県波佐見町

第2次
波佐見町
男女共同参画計画

平成30年度－平成34年度



はじめに



これまで本町では、平成25年の「第5次波佐見町総合計画」に合わせて第1次波佐見町男女共同参画計画を策定し、男女の人権が等しく尊重され、町民一人ひとりがあらゆる分野で個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のため、町民皆様のご理解とご協力を得ながら、取り組みを行ってまいりました。

一方、この間も社会情勢は、少子・高齢化や人口減少の急速な進展、個人のライフスタイルや雇用形態の多様化など、そのあり方がめまぐるしく変化しています。

また、国においても平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、様々な分野で男女共同参画社会の形成の促進を図るとともに、「女性の力」を「我が国最大の潜在力」と位置づけ、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、より一層の女性の活躍を推進しています。長崎県においても平成27年に、「第3次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2020～」が策定され、その取り組みが進められているところです。

このような中であって、本町において「第2次波佐見町男女共同参画計画」を策定いたしました。この計画では、これまでの取り組みや国・県等の動向、「町民意識調査」の結果等を踏まえ、男女が互いに尊重され、ともに活躍できる社会の実現を通じて、より一層暮らしやすい波佐見町を目指しております。

そして、それを実現していくためには、行政だけではなく町民の皆様や企業・団体等と連携し、一体となった取り組みが大切です。皆様のさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました波佐見町男女共同参画計画策定委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました町民の皆様、関係各位に対して、心から御礼を申し上げます。

平成30年4月

波佐見町長 一瀬政太

目次

第1章 計画の策定にあたって 1

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間

第2章 計画の基本的な考え方 3

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 施策の体系

第3章 計画の内容 6

1. あらゆる分野における女性の活躍
2. 安全・安心な暮らしの実現
3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
4. 推進体制の整備・強化

第4章 男女共同参画社会に関する町民意識調査 . . . 18

参考資料 28

1. 波佐見町男女共同参画計画策定委員
2. 波佐見町男女共同参画計画策定委員設置要綱
3. 男女共同参画社会基本法
4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

1. 計画策定の趣旨

我が国における男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取り組みとも連動しながら進められてきました。

そのような中、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけ、その実現に向けた取り組みが推進されることとなります。平成27年には、男女共同参画社会の実現に向けた女性の活躍を後押しするために「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、国、県、市町村及び事業主に対して、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会の実現を呼びかけています。

配偶者からの暴力については、男女平等を阻害する重大な人権侵害であるとの観点から、その対策を講ずるため、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。この法律では、被害者の保護や自立支援、相談等の体制の整備を国及び都道府県に義務付け、被害者に一番身近な市町村に対しても対策を講ずるよう求めています。

また、近年発生した災害等を受け、防災分野においても男女共同参画の視点が重視されるようになりました。国の防災計画では、阪神淡路大震災以降、男女のニーズの違い等へ配慮する点が新しく追加されました。さらに東日本大震災後には、避難所における女性等への配慮等の改正が行われています。平成27年に策定された国の「第4次男女共同参画基本計画」においても、「防災・復興の現場の男女共同参画」が組み込まれました。

波佐見町においては、平成25年に「第1次波佐見町男女共同参画計画」（平成25年度から平成29年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行ってきました。しかしながら、今なお男女の性別による固定的な役割分担意識等を背景とした社会慣習は解消されていないのが実情です。

このようなことから、前計画の期間満了に伴い、これまでの取り組みをより一層強化し、新たな課題にも対応すべく、「第2次波佐見町男女共同参画計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

- この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、波佐見町の男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本指針となるものです。
- この計画の「基本目標1 あらゆる分野における女性の活躍」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定する「女性活躍推進計画」に位置付けます。
- この計画の「基本目標2 安全・安心な暮らしの実現」のうち、「政策の方針5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に規定する「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV基本計画）」に位置付けます。
- この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び長崎県の「第3次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2020～」を考慮しながら定めています。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化等に応じて適宜見直しを行います。

1. 基本理念

男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」及び「国際的協調」の5つを基本理念に掲げています。

また、波佐見町総合計画においては、基本理念に「活力と潤いにみちた 陶磁と緑のまち 波佐見」を掲げています。

男女共同参画社会は、女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そのことによって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会です。

そうした社会の実現のため、この2つの基本理念のもと、波佐見町においては、次の4つを基本目標とし、施策を推進していきます。

2. 基本目標

1 あらゆる分野における女性の活躍

男女が社会の対等な立場の構成員として、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、ともに責任を担う社会を築いていくためには、様々な分野への女性の積極的な参画を進めることが重要です。

しかしながら、女性の積極的な参画には未だ多くの課題があります。その解決のために、様々な環境整備をはじめ、男性に対する共同社会実現のための意識啓発や、女性の積極的な参画を促す施策を推進する必要があります。

2 安全・安心な暮らしの実現

男女がともに安全・安心な暮らしを送ることができる町づくりは、自治体の基本的な責務です。抱える問題は人によって様々ですが、暴力や貧困などは男女の置かれた状況に起因する問題や女性特有の健康状況など、これまでの社会状況や身体的性差によるものも多くあります。

このような問題への対策は、男女共同参画社会を形成するにあたっての重要な課題であり、状況を的確に把握しながら解決を図っていきます。

3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

男女共同参画を推進するうえでは、男女がそれぞれ意識やその在り方を改革する一方で、その実現を可能にする社会的基盤の整備も重要です。

意識の啓発に対する情報発信や基本的な学習機会の提供を図るとともに、生活の基礎となる子育てや介護にかかる支援体制の整備を推進します。

4 推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の実現は、行政だけでは困難であり、様々な分野での関りが必要です。家庭をはじめ、地域、職場、学校、その他関係団体等との連携・協働により、その推進に取り組んでいきます。

3. 施策の体系



第3章

計画の内容

基本目標 1 あらゆる分野における女性の活躍

男女が社会の対等な立場の構成員として、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、ともに責任を担う社会を築いていくためには、様々な分野への女性の積極的な参画を進めることが重要です。

しかしながら、女性の積極的な参画には未だ多くの課題があります。その解決のために、様々な環境整備をはじめ、男性に対する共同社会実現のための意識啓発や、女性の積極的な参画を促す施策を推進する必要があります。

■政策の方針 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

■ 現状・課題

男女がともに平等に利益を享受し、ともに責任を担う社会を築いていくためには、政策・方針決定の場への女性の参画を進めることが極めて重要です。

本町の審議会等委員への女性の登用率は16.2%（平成28年度）と、年々向上しているものの十分とは言えない状況であり、町職員における管理職（課長級以上）の占める割合は7.7%に留まっています。

様々な考えや視点から政策・方針を磨き上げ、波佐見町をよりよい社会へと発展させるためにも、積極的な女性の登用や人材確保を推進します。

■ 具体的な施策

(1) 審議会等の委員への女性の参画推進

①町が設置する審議会等の委員への女性の参画推進

本町における各種審議会等委員へ積極的に女性を登用するため、庁内各課への呼びかけ、女性の積極的な公募、女性の積極的な推薦についての関係団体への協力要請、参画しやすい環境の整備等の取組みを推進します。

(企画財政課)

②女性の人材に関する情報の充実

各分野で活躍する女性の発掘に努め、人材情報を充実させ、本町施策へつなげていきます。

(企画財政課)

③女性の積極的な参画に向けた啓発の推進

政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進するため、女性自らの意識向上と、社会全体の意識改革のための啓発を推進します。

(企画財政課)

(2) 町における管理職等への女性の登用推進

①町における女性の登用推進

波佐見町特定事業主行動計画に基づき、意欲と能力のある女性職員の役職への任用や女性職員が働きやすい職場環境の整備等を通して、女性職員の管理職等への積極的な登用を図ります。

(総務課)

②町における女性職員の育成、能力開発

幅広い職域への配置や研修の充実等により、採用後からのキャリア形成に取り組み、さらなる女性職員の登用に向けた人材育成、能力開発を図ります。

(総務課)

■政策の方針2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

■ 現状・課題

女性の社会進出の拡大や社会情勢の変化等により、共働き世帯の数が、男性が主な働き手となる世帯の数を上回ってから20年あまりが経過し、本町において、県内平均と比べても共働き世帯の割合が多い傾向にあります。一方で、家庭生活においては依然として性別役割分担意識が残っており、家事、育児、介護等の多くを女性が担っている状況が続いています。

男性の家庭生活への積極的な参画は、職業生活における女性の活躍や自己実現の促進、多様な人材が活躍する社会の実現、より充実した子育て環境の構築等、多くの好循環を産むことに繋がっていきます。これらを実現していくため、多様な働き方の普及や職場を取り巻く環境を整備し、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を推進していきます。

■ 具体的な施策

(1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

①仕事と生活の調和に関する意識啓発

町広報紙での仕事と生活の両立に関する取組みや制度等の紹介や講演会等を通して、企業や地域住民に対して働きやすい職場環境に関する意識啓発を図り、社会的な機運醸成を促進します。

(企画財政課)

②町における仕事と家庭の両立支援の推進

波佐見町特定事業主行動計画に基づき、業務効率化を進め超過勤務のさらなる縮減に取り組むとともに、育児や介護に関する各制度についての情報提供や理解の促進に努めながら、特に男性職員の育児や介護に関する休暇等の取得促進を図ります。

(総務課)

(2) 家庭生活における男女共同参画の推進

①男性の家庭生活への参画促進

町広報紙での啓発やセミナーの開催等を通して、性別役割分担意識の改革を図り、男性のさらなる家庭生活への参画を促進します。

(企画財政課)

②子育てに関する学習機会の確保

子育てにおける保護者の役割等を学ぶ場を提供することで、男性の子育て参画をはじめとした家庭におけるよりよい子育て環境の構築を促進します。

(住民福祉課、企画財政課)

③介護に関する意識の啓発

町広報紙での啓発や介護事業者等との連携を通じて、家族全体で介護について考える機会を提供し、介護負担の分散軽減を図り、よりよい家庭環境の構築を促進します。

(健康推進課)

(3) 女性の就業等に関する支援

①女性の就業等に関する情報の提供やセミナーの開催

町広報紙等を通じて女性の就業に寄与する情報を提供するとともに、セミナー等を開催し女性の就業や起業を支援します。

(企画財政課、商工振興課)

②好事例の収集及び発信

町広報紙等を通じて、先駆的な女性に関する取組みを発信し、企業や女性自身等に対して女性の参画に関する意識改革を図ります。

(企画財政課)

■政策の方針3 女性力を活かした地域経済の活性化

■ 現状・課題

少子高齢化や都市部への人口流出により、本町の生産年齢人口は年々減少しています。また、社会情勢や価値観の変容により、大量生産大量消費の時代から、いかに価値を高めるかが重視される時代になっています。

本町では、地場産業である窯業や農業において、すでに多くの女性が活躍しています。今後さらに地域経済を活発化させるためにも、すでに活躍している女性の支援や参画拡大、まだ女性の活躍が少ない分野への参画を推進していきます。

■ 具体的な施策

(1) 農林商工業等自営業における男女共同参画の推進

①女性の経済的地位等の向上

家族経営協定の普及や経営の法人化を推進するとともに、農業における女性認定農業者の拡大等、現に自営業に従事している女性の経済的地位向上を促進します。

(農林課、商工振興課)

②6次産業化、地域間交流への支援

地域資源を活かした加工・販売等の6次産業化や農業体験等のツーリズム分野への女性の参画拡大を促進し、農業及び地域の活性化を図ります。

(農林課、商工振興課)

③その他女性の進出拡大

機会均等の観点や人材育成の面から、女性の進出が少ない猟友会等の分野や男性の進出が少ない観光ガイドの分野等において、男女それぞれの参画を支援します。

(農林課、商工振興課)

■政策の方針4 地域における男女共同参画の推進

■ 現状・課題

少子高齢化や人口流出による人口減少は、地域活力の低下にも繋がります。また、多様なライフスタイルや価値観が持てる社会となった現代では、人と地域の関わり方も多様化、複雑化しつつあります。

これまでも地域社会は、そこに住まう人たちの助け合いや交流などのその場所の暮らしやすさを担うほか、伝統文化等の歴史の継承、地域づくりなどの地域の活性化を担ってきました。

男女共同参画を推進し、地域においても多様な生き方を受け入れ、多様な人材が活躍する社会を実現することは、波佐見町の根幹を支えることに繋がります。

■ 具体的な施策

(1) 地域社会における男女共同参画の推進

①地域における男女共同参画の推進

自治会役員への女性の登用など地域における女性の地位向上について、町広報紙等を通じて意識啓発を図ります。

(企画財政課、総務課)

②女性リーダーの育成支援

地域における男女共同参画の推進をけん引する女性リーダーを育成するため、人材の掘り起こしや活動に対する支援を行います。

(企画財政課)

③地域団体等との連携及び支援

婦人会や壮年会等の地域において積極的な活動を行っている団体の協力を得ながら、活動内容の波及を促進し、地域社会における男女共同参画意識の醸成を図ります。

(関係各課)

(2) 防災における男女共同参画の推進

①男女共同参画の視点にたった防災対策の展開

男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に十分配慮した防災計画の策定や防災施策の推進を図ります。

(総務課)

②避難場所等における配慮

避難場所や災害ボランティア活動などの場において、休憩スペース、更衣スペース、トイレ等について女性や配慮の必要な方に対して、安全性、便利性及びプライバシーの確保を図ります。

(総務課)

③防災現場への女性の進出促進

男女共同参画の視点に立った施策を展開していくためには、防災現場への女性の進出が求められているため、女性団員の増加を促進します。

(総務課)

基本目標2 安全・安心な暮らしの実現

男女がともに安全・安心な暮らしを送ることができる町づくりは、自治体の基本的な責務です。抱える問題は人によって様々ですが、暴力や貧困などは男女の置かれた状況に起因する問題や女性特有の健康状況など、これまでの社会状況や身体的性差によるものも多くあります。

このような問題への対策は、男女共同参画社会を形成するにあたっての重要な課題であり、状況を的確に把握しながら解決を図っていきます。

■政策の方針5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

■ 現状・課題

暴力は誰に対しても決して許されるものではなく、重大な人権侵害です。とりわけ、経済力の格差や上下関係など、男女が置かれている状況等に起因する暴力は、男女共同参画社会の形成に対して大きな障害となっています。

特にDV（ドメスティック・バイオレンス）については、暴力被害と意識されにくい、将来不安などから潜在化する傾向にあり、波佐見町における相談件数はゼロではなく、また全ての被害を捕捉できたとは言えません。

このような状況を踏まえ、暴力を容認しない社会風土の醸成等を図るとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」をはじめとする関係法令に基づく厳正な対処に努め、被害者に対する支援体制を充実させます。

■ 具体的な施策

(1) 安心して支援が受けられる支援体制の整備

① 県との連携強化

DV被害者支援の中核をなす長崎県配偶者暴力相談支援センターをはじめ、関係機関と緊密な連携を図り、必要な相談及び支援を行います。

(住民福祉課)

② 相談しやすい窓口の整備と周知

県等関係機関と連携し、性別に関係なく被害者が相談しやすい環境を整え、町広報紙やリーフレット等を活用して、広く町民に対して周知を図ります。

(住民福祉課)

③ 職員の資質向上

県等外部が主催する研修等を活用し、相談業務に従事する職員の資質向上を図ります。また、相談を受けやすい立場にある民生委員・児童委員等についても、DVについての正しい理解を深めるよう、関係機関と協力して研修機会の確保に努めます。

(住民福祉課)

(2) 保護から自立支援までの体制の整備

①緊急時における安全の確保

一時保護に至る前の緊急時における安全確保のための避難場所については、町が所有する施設を柔軟に活用しつつ、社会福祉施設等と連携し恒常的な避難場所の確保に努めます。また将来的には近隣市町と連携し、町外への避難場所の確保についても検討していきます。

(住民福祉課)

②被害者等に関する情報の保護

被害者保護の観点から閲覧が制限された住所等の情報について、引き続き適切な取り扱いを行うとともに、取り扱う職員についても意識の高揚を図ります。

(住民福祉課)

(3) 町における自立を支援する環境の整備

①町営住宅への優先入居

町営住宅の優先入居については、手続き等の迅速な対応等DV被害者のニーズに即応できる体制の維持を図ります。

(住民福祉課、建設課)

②窓口等における手続きの円滑化

医療保険等の自立に向けた各種手続きについて、被害者の安全確保の面から迅速かつ円滑に行われるよう努めます。

(住民福祉課)

(4) 暴力を根付かせない社会に向けた教育・啓発

①DVに関する啓発・情報提供

町民に対してDVに関する正しい理解と協力が得られるよう、広報紙等を通じた啓発の充実に努めます。併せて、暴力や被害に関する意識の啓発を図り、暴力を根付かせない社会の醸成を推進します。

(住民福祉課)

②人権教育の推進

誰もがお互いを尊重し合う社会のため、講演会等を通して人権に対する意識啓発を図ります。

(住民福祉課)

■政策の方針6 生涯を通じた女性の健康支援

■ 現状・課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。特に女性は妊娠・出産や女性特有の疾病の可能性

など、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）（※）の視点が重要です。

本町において、近年子宮頸がんによる死亡はいませんが、乳がんでは少なからず確認されています。これらは検診による死亡率減少の効果が認められており、受診率も目標に達していることから、現在の取組みを継続していくことが肝要です。

また、妊娠・出産やそれに関連する事項に関しては、女性のみならず生まれてくる子どもの健康にも関係してくるため、先を見据えた取組みが求められています。

こうしたことに配慮しつつ、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進が必要となっています。

■ 具体的な施策

（1）生涯を通じた女性の健康支援

①女性の健康保持のための相談・指導の充実

思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯にわたって女性特有の健康をめぐる問題について、身体的問題のみならず心の悩みも含め、女性が安心して相談できる体制を充実させます。

（健康推進課）

②子宮頸がん、乳がんの予防対策の実施

がんの予防・早期発見のために、効果的な情報提供を行いながら、受診率の維持・向上に努めます。

（健康推進課）

（2）妊娠・出産に関わる対策の充実

妊娠・出産、子育てに関わる悩みの相談や乳児期における親と子のふれあいの大切さなどについて、引き続き妊産婦や乳幼児の健康診査や健康指導等を活用し指導・助言を行います。また、不妊に悩む人が、安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、費用が高額になる不妊治療に対して経済支援を行います。

（健康推進課、住民福祉課）

（3）健康をおびやかす問題への対策の推進

喫煙や飲酒が健康に与える影響について情報提供を行います。特に妊娠・出産、子育て時期の母子へ及ぼす特有の影響については、十分な情報提供に努めます。また、受動喫煙防止を図るため、公共の場など、不特定多数の者が利用する施設の禁煙・分煙を推進します。

（健康推進課）

※ 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）…1994年（平成6年）の国際人口/開発会議の「カイロ宣言及び行動計画」及び1995年（平成7年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。リプロダクティブ・ライツ（性と生殖の権利）とは、「リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖の健康）を得る権利」とされている。

■政策の方針7 生活上の困難を抱える女性等が安心して暮らせる環境の整備

■ 現状・課題

本町の児童扶養手当の受給者数は142人（平成29年度；女性126人、男性16人）であり、人口対受給者の割合で見ると、全国より若干高くなっています。このような家庭は経済的に厳しい状況にあるだけでなく、家庭と仕事の両方を一人で担わなければならない、多くの負担を抱えています。貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯に対して総合的な支援が求められています。

また、障がいのある人については、社会参加や雇用機会の確保において、いくつもの課題を抱えています。障がいの有無にかかわらず、だれもが住み慣れた地域であらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現を目指す必要があります。

■ 具体的な施策

（1）ひとり親家庭の生活安定と自立促進

多くの負担を抱えるひとり親家庭の親に対して、問題に対する相談力の強化と経済的な支援を行います。また、県等の関係機関との連携を密にし、相談に対する適切な対応を図れる体制を強化し、その窓口の周知を図ります。

（住民福祉課）

（2）貧困・障がい等により困難を抱えた女性等への支援

①貧困を抱えた人への支援

貧困を抱えた人からの相談に適切に対応できるよう相談力の強化を図ります。また、波佐見町社会福祉協議会と連携し、個々のケースに見合った対応ができる体制を推進します。

子どもの貧困については、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、教育の機会均等を図るなど貧困対策を総合的に推進します。

（住民福祉課、企画財政課、教育委員会）

②障がいのある人への支援

障がいのある人もない人も、誰もがあらゆる社会活動に参加することのできる共生社会の実現に向け、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の周知などにより、意識改革を図ります。

（住民福祉課）

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

男女共同参画を推進するうえでは、男女がそれぞれ意識やその在り方を改革する一方で、その実現を可能にする社会的基盤の整備も重要です。

意識の啓発に対する情報発信や基本的な学習機会の提供を図るとともに、生活の基礎となる子育てや介護にかかる支援体制の整備を推進します。

■政策の方針8 男女共同参画の実現に向けた支援基盤の整備

■ 現状・課題

男性の家庭参画や女性の社会参画を推進する上で、その受け皿となる支援基盤は必要不可欠です。

子育てや介護に関する支援制度の充実を図ることで、本町の男女共同参画をより一層の推進を図ります。また、推進するうえで生じる悩み事等に対する相談体制の強化も併せて図ります。

■ 具体的な施策

(1) 子育て支援策の充実

①保育サービスの充実

共働き等の家庭の支援のため、保育所、認定こども園、幼稚園による多様な保育の量的なサービスの拡充を図るとともに、放課後児童クラブの充実を図ります。

(住民福祉課)

②子育て支援の充実

子育て支援センター「きしゃぼっぼ」をはじめ、誰もが気軽に利用し相談できる体制を強化し、子育て世帯の孤立化や抱える問題の重大化の予防を図ります。

(住民福祉課)

(2) 介護支援策の充実

①介護支援策の充実

介護を必要とする者が、いつまでも安心して地域で暮らし続けることができる社会の実現のための地域包括ケアシステム(※)の構築を推進します。

(健康推進課)

②介護予防の充実

いつまでも元気に安心して暮らし続けられるよう、地域におけるいきいき百歳体操の普及等介護を必要としない心身づくりの普及啓発を図ります。

(健康推進課)

※地域包括ケアシステム…介護を必要とする者が、いつまでも安心して地域で暮らし続けることができる社会の実現のため、地域の自主性や主体性、地域の特性に応じて、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

③介護負担の軽減

介護者が一人で悩みを抱え、負担を感じることがないように、適切な情報発信を行い、介護を必要とする者が適切な介護サービス等を利用できる体制を整えます。

(健康推進課)

(3) 男女共同参画に関する相談体制の充実

長崎県男女共同参画推進センターをはじめ、各種相談窓口と連携し、男女共同参画に関する悩み事への相談体制を強化し、その周知に努めます。

(企画財政課)

■政策の方針9 教育を通じた男女共同参画の推進

■ 現状・課題

男女共同参画の推進には、あらゆる年代の男女がその意義を理解し、意識することが重要です。どの年代であっても等しく学習機会が得られるよう、その機会の提供を図ります。

■ 具体的な施策

(1) 男女共同参画に関する学習機会の提供

いきいき大学等の社会教育と連携をはじめ、あらゆる年代に対して男女共同参画意識の啓発が図れるよう学習機会の確保に努めます。

(教育委員会、企画財政課)

(2) 子どもの平等意識の醸成

子どもの発達段階に応じて、道徳授業等必要な学習機会を提供することで、子どもの平等意識の醸成を図ります。

(教育委員会、住民福祉課、企画財政課)

■政策の方針10 意識改革に向けた啓発・普及の推進

■ 現状・課題

人々の生き方が多様化する中、情報を取得する方法も様々になっています。行政の情報発信の基本となる広報紙での発信を強化するとともに、どのように情報を届けるかの検討も必要です。

■ 具体的な施策

(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進

広報紙をはじめ、SNSなどの活用可能なメディアを掘り起こし、わかりやすく伝わりやすい広報・啓発活動を推進します。

(企画財政課)

基本目標 4 推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の実現は、行政だけでは困難であり、様々な分野での関りが必要です。家庭をはじめ、地域、職場、学校、その他関係団体等との連携・協働により、その推進に取り組んでいきます。

■政策の方針 1 1 推進体制の整備・強化

■ 現状・課題

計画の推進にあたり、庁内のさらなる連携強化は必要不可欠です。また、町民や各種関係団体の理解と協力を得て、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが広がっていくよう、積極的な連携・協働を行っていきます。

■ 具体的な施策

(1) 町における推進体制の充実

①町における推進体制の充実

関係各課との連携を密に図りながら、その進捗を共有し、計画に掲げる目標の推進に努めます。

また、長崎県男女共同参画推進員をはじめ、関係団体等と連携・協働を進め、地域における男女共同参画の推進に努めます。

(企画財政課)

②女性の意見を町政に反映させる機会の確保

女性の意見をより町政に反映させるため、波佐見町男女共同参画推進会議（仮称）を設置し、さらなる男女共同参画の推進に努めます。

(企画財政課)

1. 調査の概要

第2次波佐見町男女共同参画計画の策定及び今後の波佐見町における男女共同参画社会の実現に向けた取組みへの参考とすることを目的に、町民に対して男女共同参画社会に関する意識調査を行った。

2. 調査設計

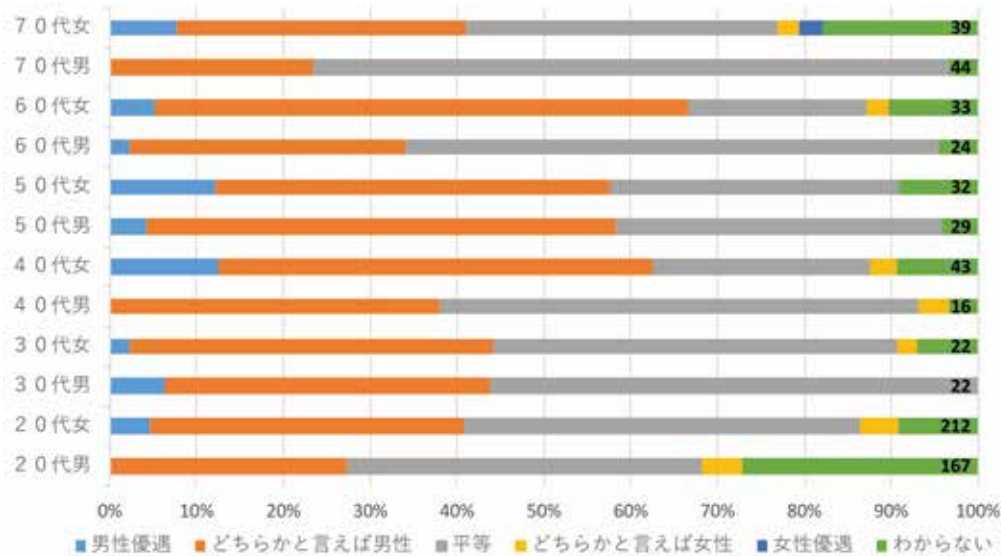
- (1) 調査対象 波佐見町に在住する18歳以上の男女
- (2) 対象数と抽出方法 「住民基本台帳」から男女1,000名を無作為に抽出
- (3) 調査の方法 郵送によるアンケート用紙の発送・回収
- (4) 調査時期 平成30年2月から3月
- (5) 回収率 37.9%

年齢区分	全体	うち男性	うち女性
20代以下	45	23	22
30代	59	16	43
40代	62	29	33
50代	57	24	33
60代	83	44	39
70代以上	73	33	40
合計	379	169	210

(6) 分析上の事項

- ・集計は、回答者数を基数とした百分率での表現と実数での表現を用いた。
- ・回答対象者が限定される設問については、対象者数を基数として算出した。

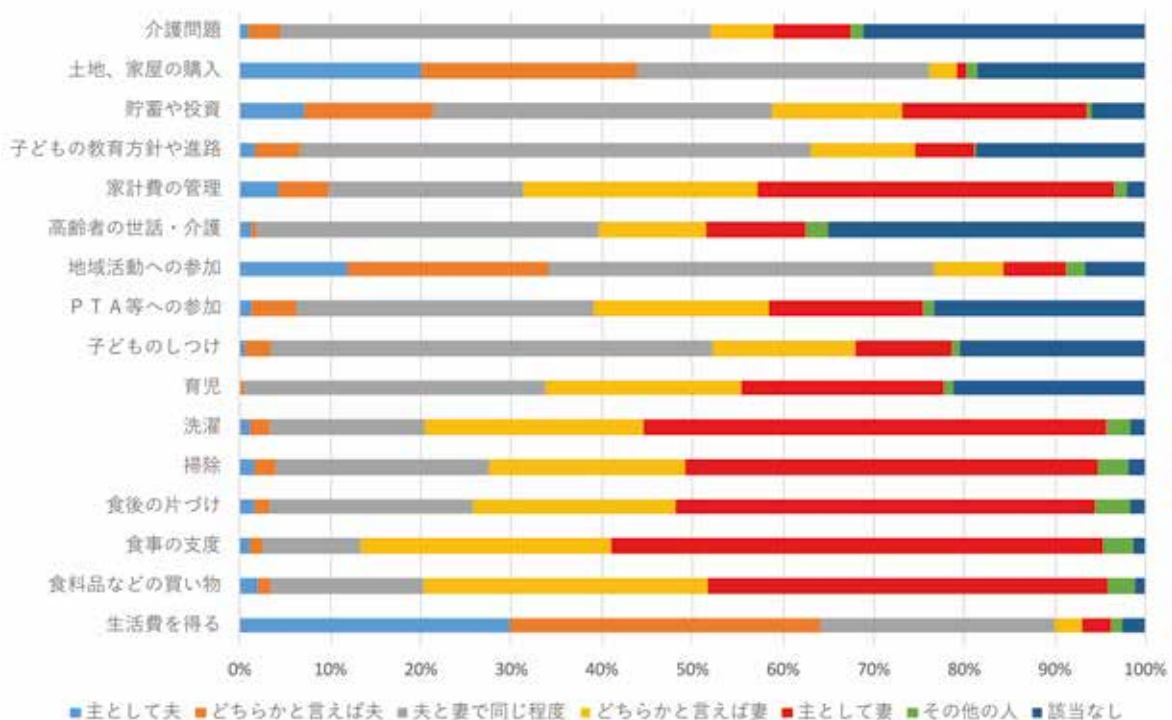
問1 あなたは家庭生活において男女の地位が平等だと思いますか。



どの年代においても女性の方が「男性が優遇されている」「どちらかと言えば男性が優遇されている」と感じている割合が多い。

特に40～60代の女性において、「平等でない」の割合が高い。

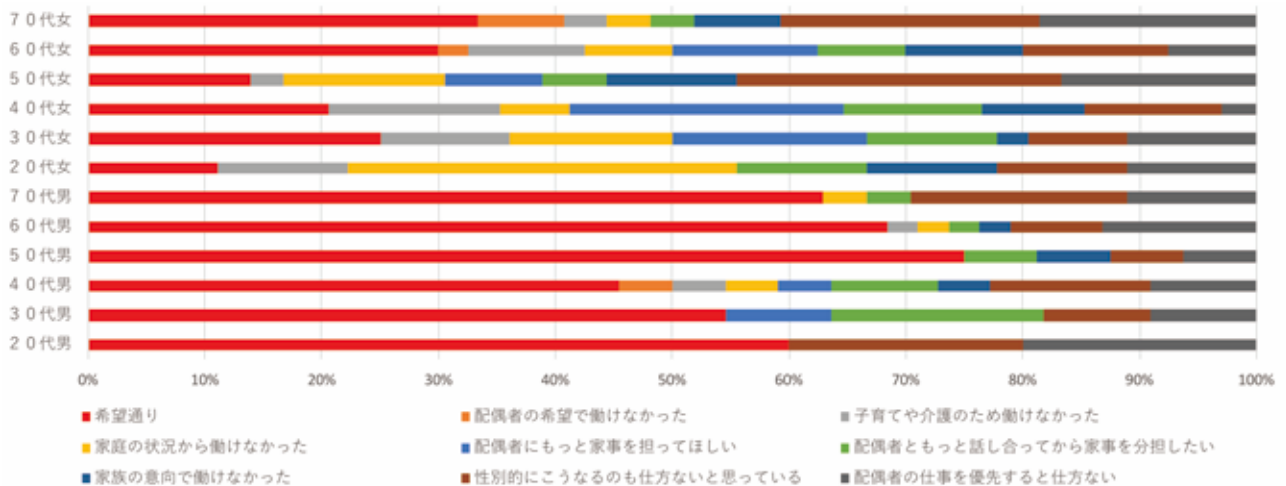
問2 家庭生活において、各項目を誰が担っていますか、または担うべきだと思いますか。



「生活費を得る」と「買い物」「食事の支度」「食後の片づけ」「掃除」「洗濯」「育児」を比較すると、仕事は男性、家庭生活は女性が担っている現状や意識があることが窺える。

「子どものしつけ」「子どもの教育方針や進路」「介護問題」など、家庭に関する意思決定については、家庭生活に比べて夫婦が共同で行っている。

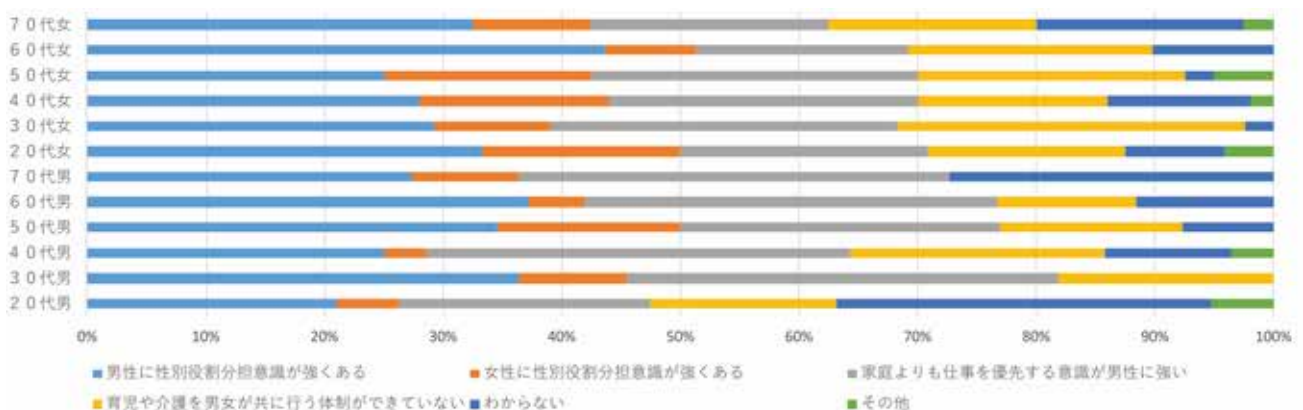
問3 家庭の実態はあなたの希望通りになっていますか。



男性の半数以上が、現在の家庭生活を「希望通り」と回答したのに対して、「希望通り」と回答した女性は3割以下となっている。

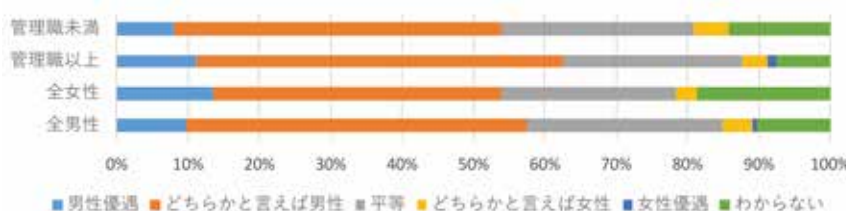
年代毎に見ると、50代以下の女性で「希望通り」となっていない割合が高い。

問4 家庭生活において男女の地位が平等でない要因はなんだと思いますか。



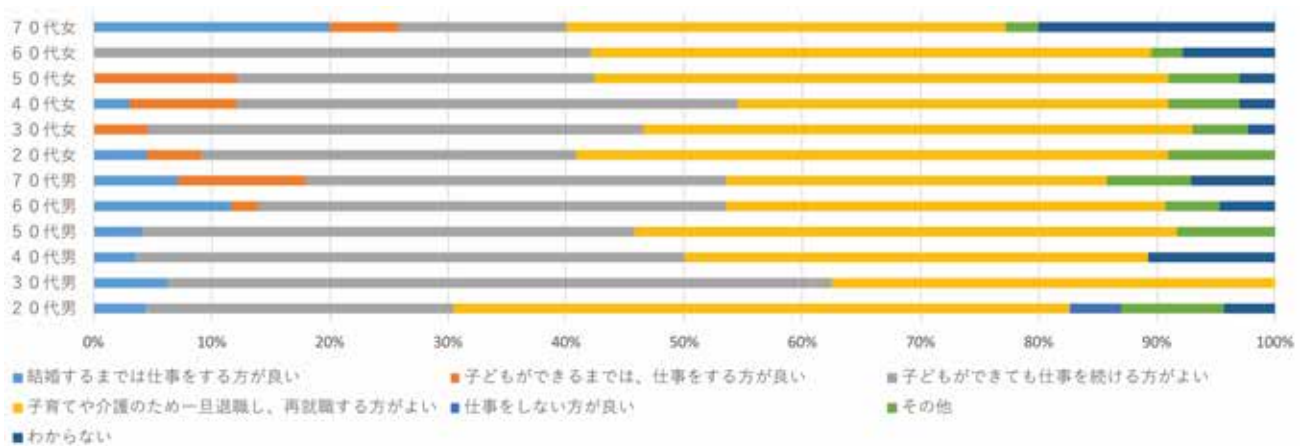
基本的には男性は仕事、女性は家庭という意識が強いことが要因として挙げられている。

問5 就職活動や職場において男女の地位が平等だと思いますか。



性別や仕事上の立場に関わらず、「男性優遇」「どちらかと言えば男性優遇」の割合が高い結果となった。

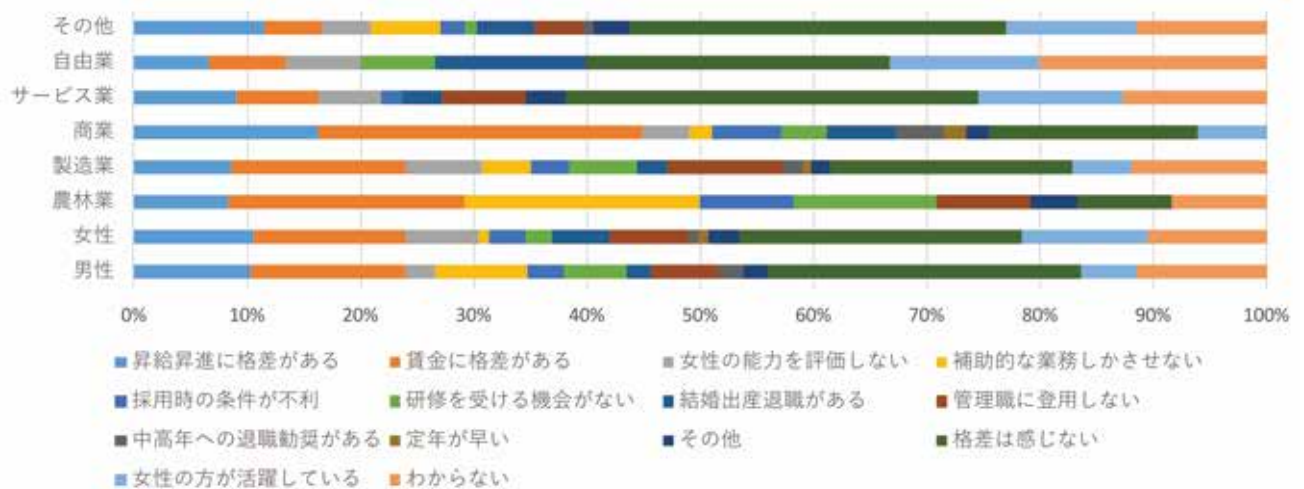
問6 女性が働くことに対してどう感じますか。



基本的に「子どもができて仕事も続ける方がよい」「子育てや介護のため一旦退職し、再就職する方がよい」が大半を占めている。

高い年齢層において、「結婚するまで」「子どもができるまで」という意識がその他年齢層より多く出ている。

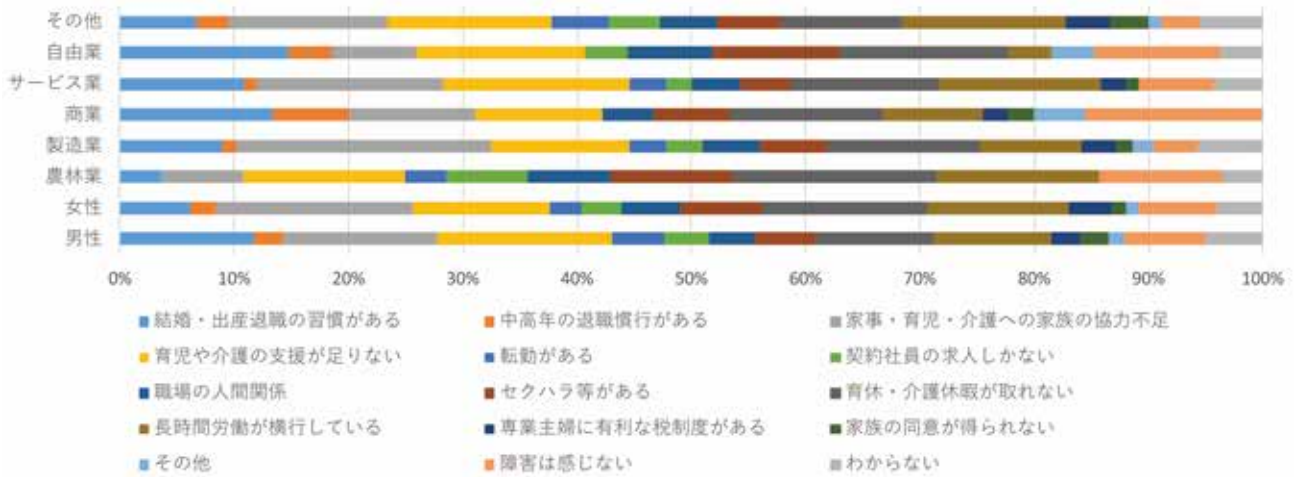
問7 あなたの職場で男女の格差はありますか。



項目別で見ると「格差は感じない」が一番大きな数字を示しているが、何らかの格差がある実態が半数を占める結果となった。賃金格差や昇進昇格に格差がある実態が見て取れる。

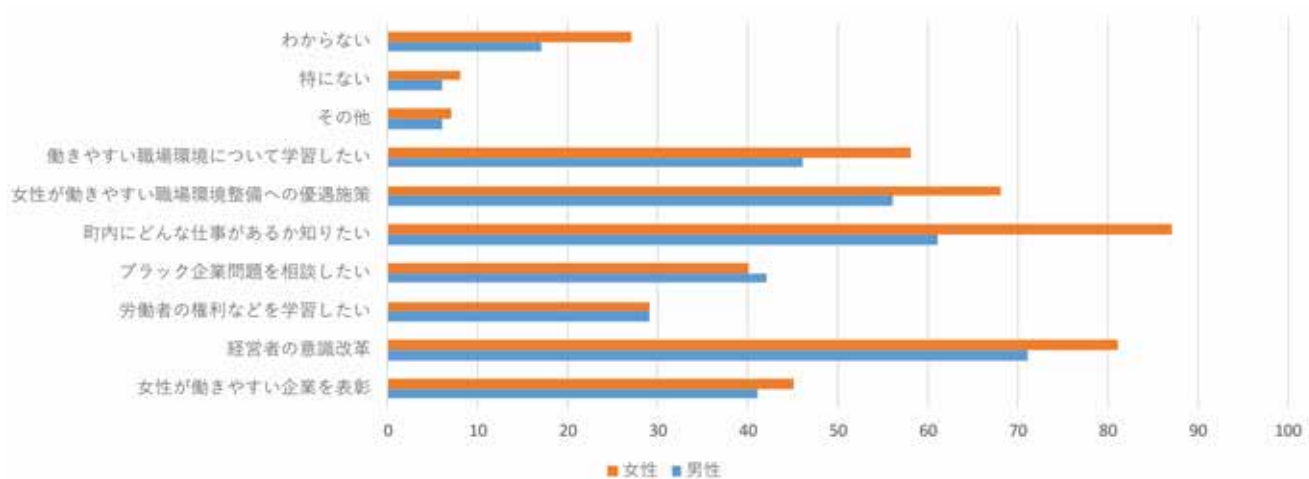
個別で見ると、農林業において「補助的な業務しかさせない」が他と比べて高く出ている。

問8 女性が仕事を続けるうえで、妨げとなっているものは何だと思いますか。



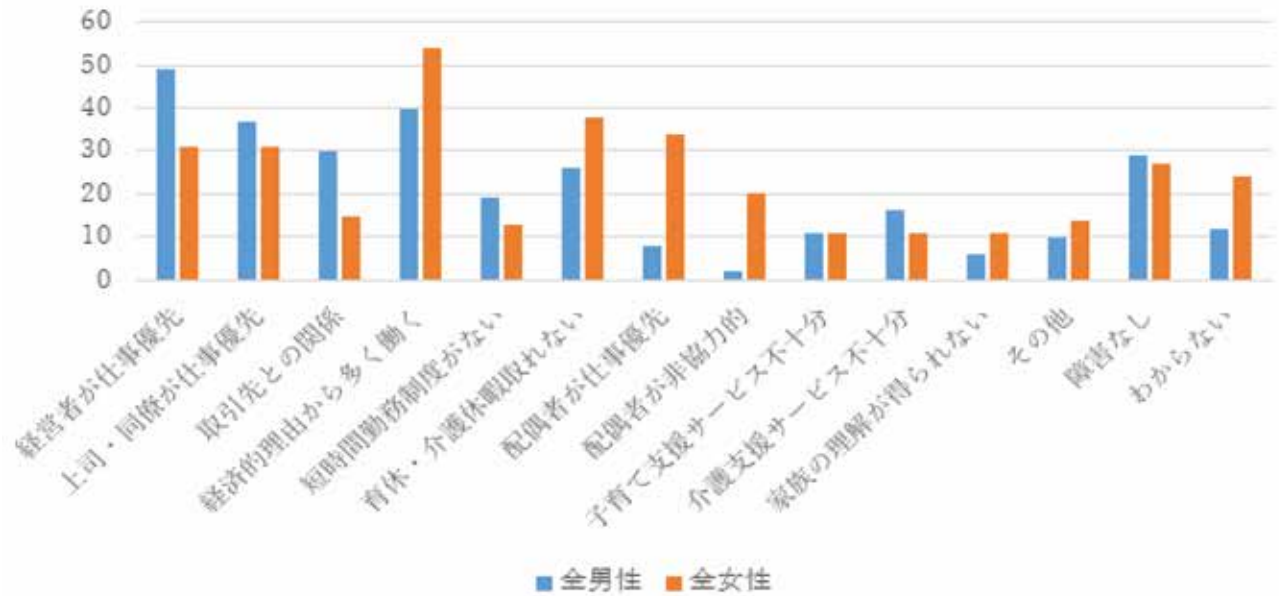
どの項目においても「家事・育児・介護への家族の協力不足」「育児や介護の支援施設が足りない」「育休・介護休暇が取れない」「長時間労働が横行している」と仕事と家庭が両立できないところが要因として挙げられている。

問9 女性が働きやすい職場環境に向けて波佐見町に取り組んでほしいことはなんですか。



「経営者の意識改革」と「町内にどんな仕事があるか知りたい」が最も多かった。現在の職場環境の改善や働きやすい職場を求めていることではないかと推測される。

問10 ワークライフバランスの妨げになるものは何ですか。



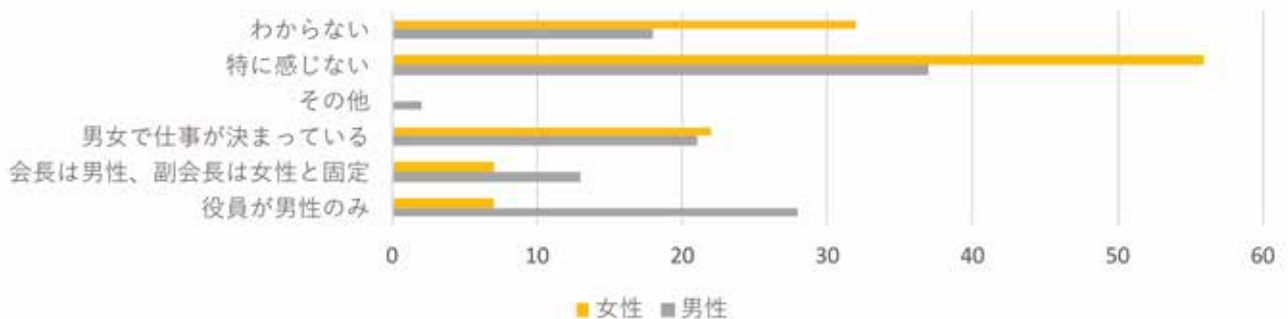
全体的に働かなければならない状況がワークライフバランスの推進を妨げている。

中でも「経営者が仕事優先」「上司・同僚が仕事優先」「取引先との関係」において、女性よりも男性の方がポイントが高いことから、男性がより仕事に意識が向いている様子が窺える。また、「配偶者が仕事優先」「配偶者が非協力的」の回答から、男性の家庭生活への参画不足が窺える。

問11 地域において男女が平等だと思えますか。



問12 地域活動において男女が区別されるなどの不平等さを感じたことはありますか。



地域において若干男性が優遇されている実感があるとの回答だった。

一方で、実際に不平等を感じたかとの問いには、「特に感じない」が男女ともに多かった。しかし、「役員が男性のみ」であることに不平等感を感じている男性が女性よりも多く、女性役員が望まれている状況もあることが窺える。

問13 学校教育における男女の平等について。

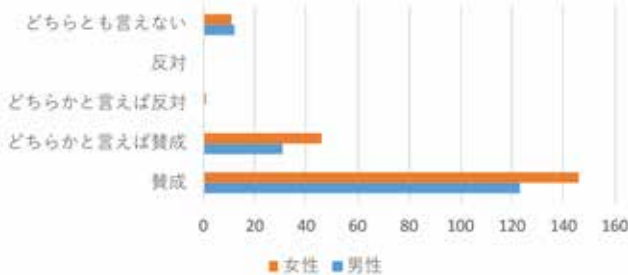
学校現場での男女の地位について



性別で区別せず個性を重視した子育てについて

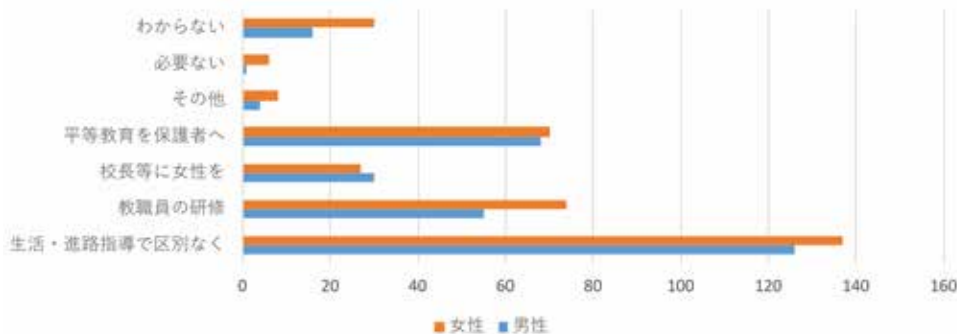


性別で区別せず家事等を覚えさせることについて



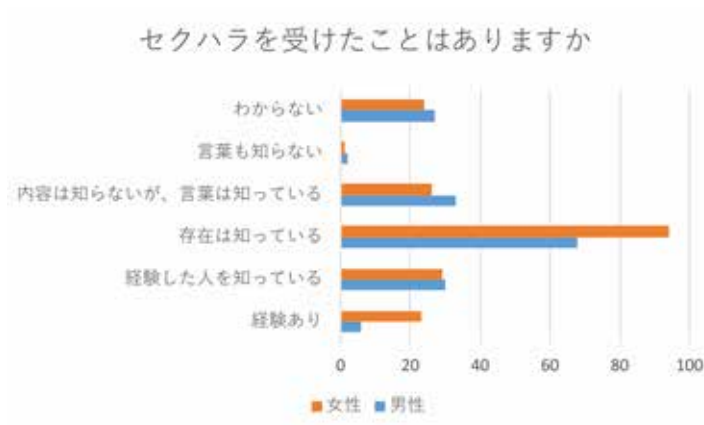
あらゆる年代の男女が、学校では男女平等が推進されていると感じ、性別による区別はせずに子育てをすることに賛成する結果となった。

問14 男女平等を進めるうえで、学校教育の場で必要と思われるのは何だと思いませんか。



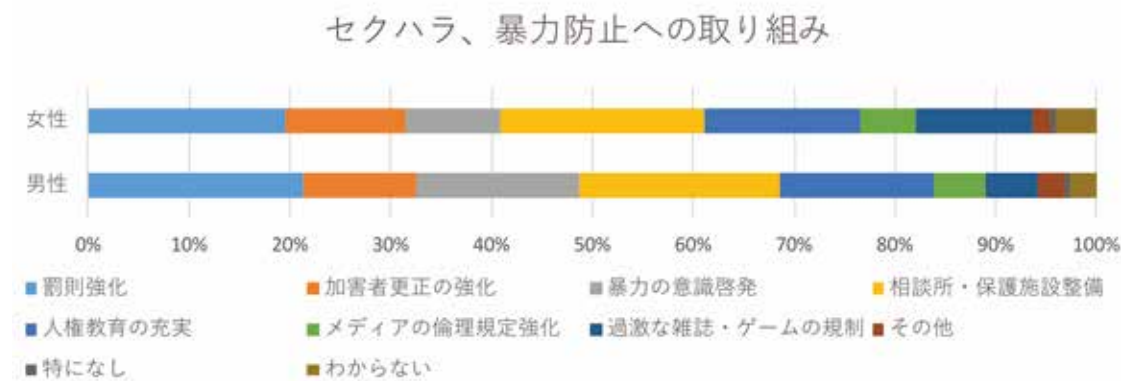
特に子どもたちの生活・進路面において性別による区別をせずに指導を行うことを求める声が多い結果となった。

問15 あなたは、セクハラについて、経験したり、見聞きしたことはありますか。



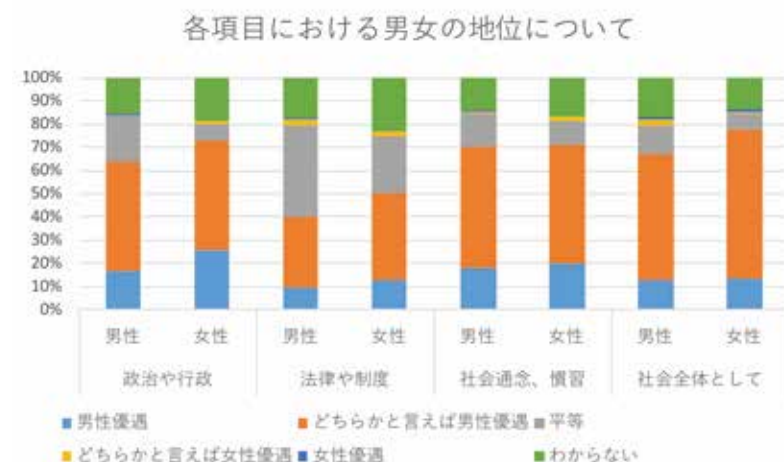
セクハラという言葉の認知度は高いが、高齢者において若干認知されていない傾向がある。

問16 セクハラや配偶者からの暴力を防止するためには、何が重要だと思いますか。



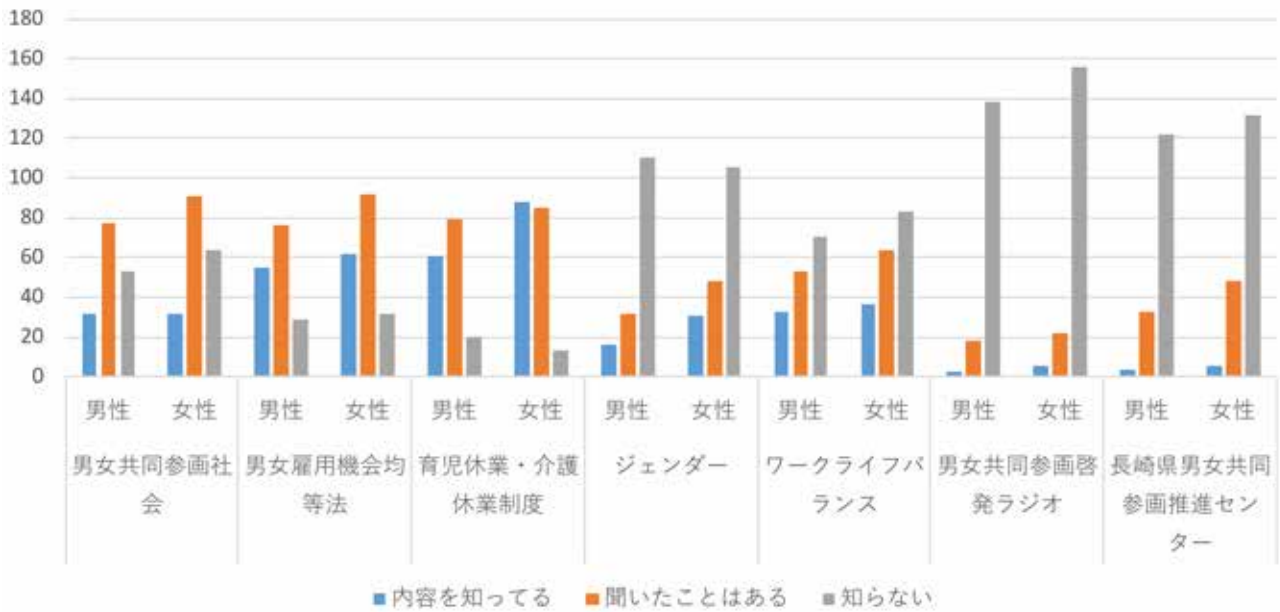
「罰則の強化」「相談所・保護施設の整備」「暴力の意識啓発」「人権教育の充実」が高い結果となった。

問17 各項目において男女は平等になっていると思いますか。



「法律や制度」において若干「平等」との回答が多かったが、全体で見ると男性が優遇されているとの意識が強い。

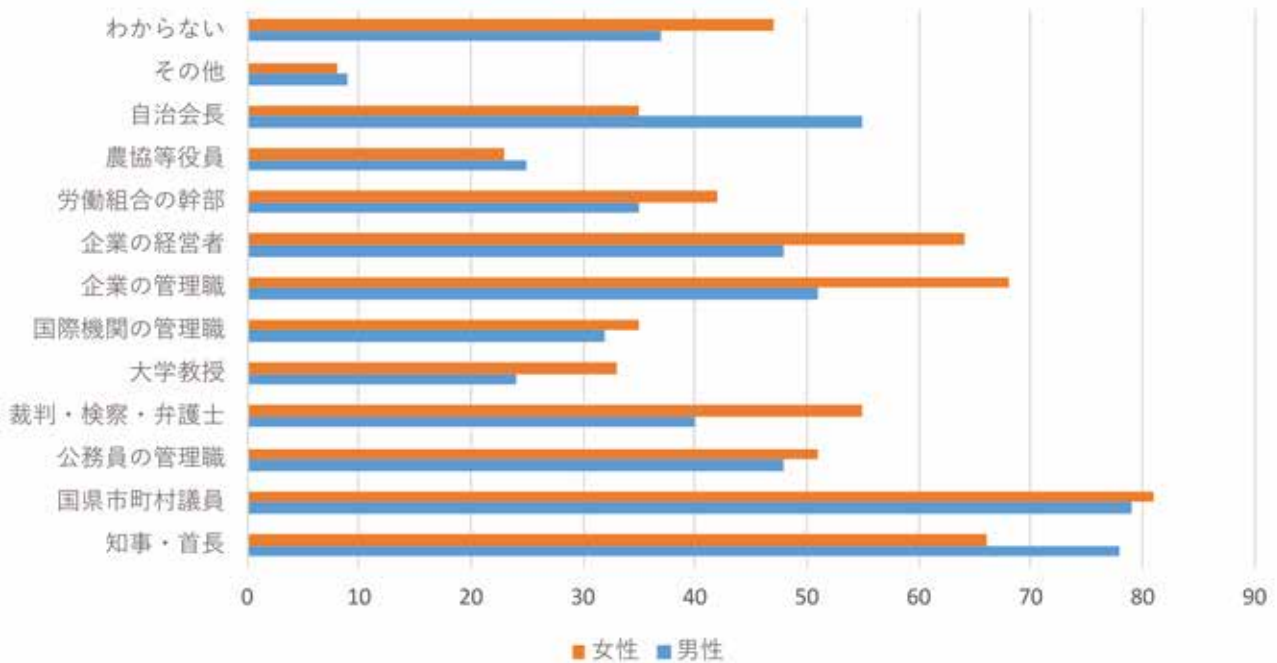
問18 男女共同参画に関する用語の認知度について。



すべての用語において、男性よりも女性の方が認知度が高い結果となった。

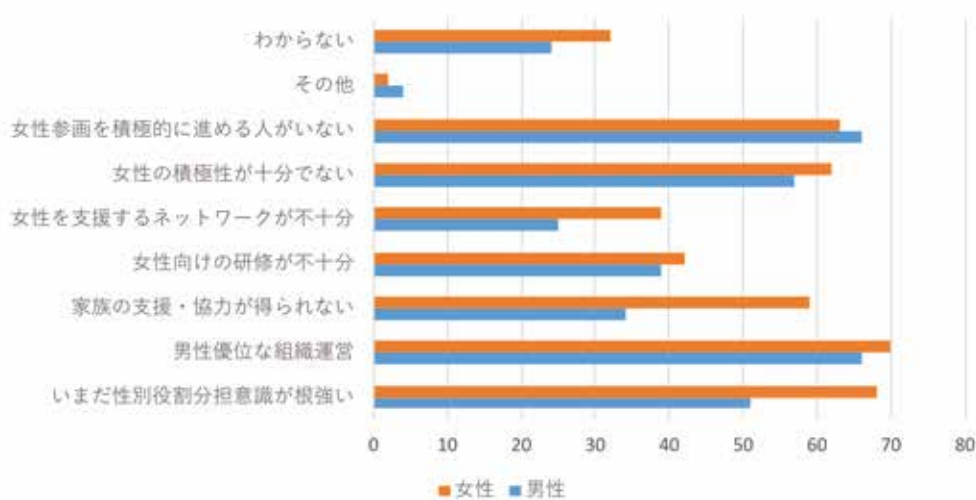
問19 今後女性にもっと担ってほしい役職はなんですか。

今後女性が担ってほしい立場



「裁判官・検察官・弁護士」「企業の管理職」「企業の経営者」において男性よりも女性の方がポイントが高い。「裁判官・検察官・弁護士」については、相談先としてや判例等を通して社会通念の変革を期待してのことだろうか。「企業の管理職」「企業の経営者」については、より職場環境の改善を期待しているのではないかと推測される。

問20 政策決定の場に女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。

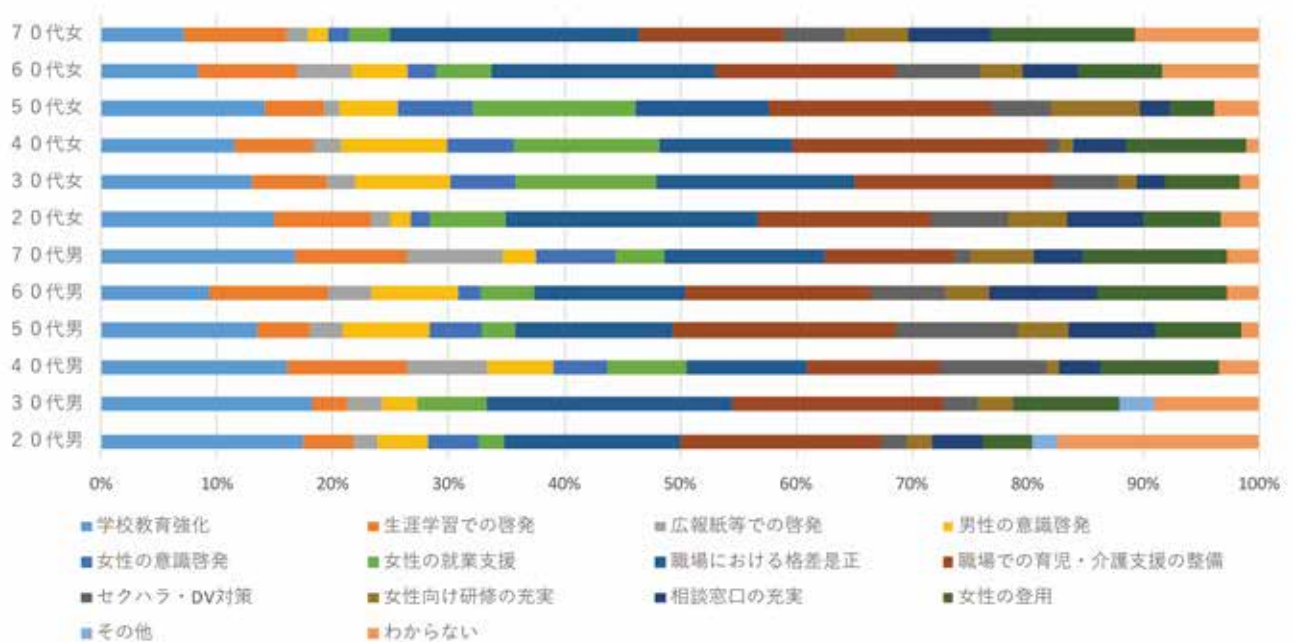


「性別役割分担意識が根強い」「家族の支援・協力が得られない」など意識に関することについて、女性の方がポイントが高い結果となった。

また、「女性の積極性が十分でない」「女性参画を積極的に推進する人がいない」は男女ともに同じような結果となった。リーダーの台頭が望まれているものと思われる。

問21 男女共同参画社会の実現に向けて、県や町に取り組んでほしいことは何ですか。

男女共同参画社会の実現のため県や町に取り組んでほしいこと



ほとんどの年代の男女において、「職場における格差是正」「職場での育児・介護支援の整備」が高い結果となった。また、30～50代女性において「女性の就業支援」が高いことから、就職または再就職に課題を抱えていることが窺える。

【波佐見町男女共同参画計画策定委員】

氏名	団体名	備考
清水 栄子	波佐見町婦人会	
谷口 貴子	波佐見町PTA連合会	
渋江 耕造	波佐見町自治会長会	
永田 和久	波佐見町壮年会	
坂口 美佐子	波佐見町民生委員・児童委員協議会	会長
中嶋 佳代子	佐世保人権擁護委員協議会	
松尾 保子	長崎県男女共同参画推進員	副会長

波佐見町男女共同参画計画策定委員会設置要綱

(平成24年12月5日告示第66号)

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会づくりを目指す計画を策定するため、波佐見町男女共同参画計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 男女共同参画に関する計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 民間企業並びに公共的団体に属する者
- (3) 教育関係団体に属する者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を掌握し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員会の委員の任期は、2年内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成24年12月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年2月8日から施行する。

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日号外法律第78号)

改正：平成11年7月22日法律第102号

平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同

参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければ

ならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たったの配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同

参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調

査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協

力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審

議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は別に法律で定める。

附 則〔平成一一年一二月二日法律第一〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号）

改正：平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条―第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条―第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条―第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条―第三十四条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、

その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による

閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更にについて準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活

躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性

労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は

役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づ

いて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第

三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活

における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の

施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活

における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する

職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成二九年三月三十一日法律第一四号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定
公布の日

四 [略]

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

改正：平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号

平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号

平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号

平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものと

する。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に

対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、

関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その

者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童

福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつ

た者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する

場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する

地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば

足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかなる事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられ

ているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
 - 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
- （第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又

はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を

回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁

した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であつた者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十條第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八條の二に規定する関係を解消した場合
--------	----------------------	-----------------------

第六章 罰則

第二十九條 保護命令（前条において読み替えて準用する第十條第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條 第十二條第一項（第十八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八條の二において読み替えて準用する第十二條第一項（第二十八條の二において準用する第十八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六條（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七條、第九條（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七條及び第二十八條の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二條 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二條第一項第四号並びに第十四條第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三條 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二條 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十條の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十條第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十條第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八條第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三條 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二條 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第

十條の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第二條並びに附則第三條、第七條から第十條まで、第十二條及び第十五條から第十八條までの規定
平成二十六年十月一日

第2次波佐見町男女共同参画計画

発行年月：平成30年4月

発 行：波佐見町

編 集：企画財政課

〒859-3791

長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷660番地

電 話 (0956) 85-2111 (代表)

FAX (0956) 85-5581